

「給振力定期積金」規定

1. 預入れ

- (1) この定期積金のご契約は、個人のお客さまに限ります。
- (2) この定期積金のご契約は、ご契約日時点に当金庫普通預金口座（以下「普通預金口座」という）を保有し、ご契約日時点から6ヶ月以内に、普通預金口座への給与受取または普通預金口座からクレジットカードの引落実績がある方に限り対象となります。
- (3) 払込は毎月とし、普通預金口座からの自動振替、A T M、店頭のいずれかの方法とします。
- (4) この定期積金の1回の払込金額は、5千円以上5万円以内とします。なお、払込単位は1千円単位となります。

2. 適用利率

- (1) この定期積金に適用する利率（税引前）は、掛込期間が5年未満の場合は「年0.725%」、掛込期間が5年の場合は「年0.8%」とします。
- (2) この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

3. 初回満期日の取扱い

初回満期日に掛金総額に達している場合は、この定期積金を自動解約し普通預金口座に入金します。なお、初回満期日に掛金総額に達していないときは、この定期積金は自動解約せず満期日を繰り延べします。

4. 中途解約時の取扱い

当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって計算し、この定期積金とともに支払います。

ただし、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は解約日における普通預金利率を適用します。なお、中途解約利率については金融情勢に応じて変更することがあります。

〈中途解約利率〉

初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合……「解約日における普通預金利率」

初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合

……「約定利率×60%（小数点第4位以下は切捨て。）」

5. 利息(給付補填金)

- (1) 給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算し、満期日以後に一括して支払います。
- (2) お客さまの申し出によって当金庫がやむを得ないと認めてこの定期積金を満期日前に解約

する場合、上記４．の中途解約利率によって計算し、この定期積金とともに支払います。

6. マル優

マル優の適用対象とすることはできません。

本規定に定めのない事項については、「定期積金規定」および「総合口座取引追加規定」により取扱いします。

以上

(2025. 5. 19現在)